

## 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務及び冷却フロン回収破壊業務仕様書

### 1. 目的

本業務は、動物医薬品検査所から排出される産業廃棄物、冷却フロン（以下、廃棄物等という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、廃棄物処理法という。）、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下、フロン法という。）、国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例（平成5年国分寺市条例第1号）及びその他関係法令等を遵守し、適正に廃棄物等の選別・搬出及び回収・破壊を行い、処分または再利用資源としてリサイクルに資することを目的とする。

### 2. 履行期間

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

### 3. 業務場所

動物医薬品検査所（東京都国分寺市戸倉1-15-1）

### 4. 処理対象廃棄物及び数量

本業務で選別作業及び処理等を行う廃棄物等の年間見込量は、次のとおりとする。  
なお家電リサイクル法にかかる料金については、別途支払うものとする。

#### (1) 産業廃棄物

器具類（金属屑、ガラス屑、コンクリート屑、廃プラスチック類）  
100<sup>ト</sup>程度

#### (2) 冷却フロンの処理が必要な電化製品

①フロンガス 30台程度  
②超高压フロンガス 20台程度

### 5. 業務予定回数

5回

※業務を実施する日時については、発注者と協議の上、決定するものとする。

### 6. 応札者の条件

(1) 廃棄物処理法第14条第1項に規定する「産業廃棄物収集運搬業の許可」、第6項に規定する「産業廃棄物処分業の許可」及びフロン法第63条第1項に規定する「フロン類破壊業者の許可」、それぞれの許可証の写しを提出したものであること。なお、許可証の有効期限が到来する場合にあっては、更新申請を行っていることを証明する書類を、また、更新後の許可証が発行された場合には、速やかにその写しを提出することができる者であること。

- (2) 入札日から遡って特定不利益処分を5年間受けていない者であり、別紙の誓約書を提出できること。なお、書類提出日から入札日までの期間に、特定不利益処分を受けていた場合は、速やかに当該処分を受けていたことを報告するものとする。
- (3) 直近3カ年において、一の排出事業場(所)で1年以上にわたり、4の廃棄物等の収集・運搬及び処分業務の契約実績がある者であって、これを確認できる書面を提出した者であること。

## 7. その他

- (1) 本業務について、「廃棄物処理法」及び関係法令に定めるところにより契約書を取り交わした上で、業務を実施するものとする。
- (2) 受託者は、業務の実施において安全確保に十分注意を払うとともに、作業員が起こした災害及び毀損については全責任を負うものとする。
- (3) 業務完了後、受託者は作業前、作業中、作業後の写真を添付した作業報告書及び産業廃棄物管理票(マニフェストA票、B2票、D票及びE票)を提出し、検査職員の検査を受けること。業務の完了日は、当該検査に合格した日とする。
- (4) 業務遂行に必要な資機材・書類等は、受託者の負担とする。受注者は、(2)報告の検査合格後、代金の請求をするものとし、発注者は受注者から適正な請求書を受領後30日以内に代金を支払うものとする。収集・運搬業者と処分業者が異なる場合、収集・運搬業者に収集・運搬及び処分に係る代金を一括して支払うものとする。
- (5) 電力・用水は既存施設より無償で使用できる。
- (6) 情報の漏洩やその恐れが発生した場合、即時に原因等を究明し対応の上、内容及び対応状況を直ちに報告すること。
- (7) 本仕様書に記載のない場合または疑いを生じた場合は、監督職員と協議すること。なお、見積もりの際は発注者と日程調整の上、事前に現場を確認すること。